

明治30年代における中学校国語教科書の編集方針

——落合直文の国語教育観と編集教科書から——

八木 雄一郎 ・ 辻 尚 宏

1. はじめに

1-1. 問題の所在

1901年(明治34)年の中学校令施行規則(以下、「施行規則」と略記)および翌1902(明治35)年の中学校教授要目(以下、「要目」と略記)は、旧制中学校における国語及漢文科の目的と内容をはじめて明示した点において注目される。この施行規則および要目を起点として、教科目標設定の背景と教科内容構成の論理との相関性を通時的に解明していくことによって、今日および今後の国語教育の目標および内容を評価し、問い直すための視座を獲得することができるかと期待されるためである。

国語教育に関連する教科は、1872(明治5)年の中学教則略における「国語」に始まり、1881(明治14)年の中学校教則大綱における「和漢文」、1886(明治19)年の尋常中学校ノ学科及其程度における「国語及漢文」と、その名称を変更しながらも、継続的に設置されてきた。しかしその詳細については、授業時数が示される程度であり、教科の目標や内容が法令のレベルで提示されることはなかった⁴⁾。それらに対し、1901(明治34)年の施行規則においては、以下のように国語及漢文科の教科目標が掲げられることになった。

国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又实用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要、国文学史ノ一斑ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クヘシ(下線筆者)

これ以降、1943(昭和18)年の中学校規程および中学校教科教授及修練指導要目に至るまでの国語教育関連法令は、この施行規則および要目を改定するかたちで推移していくことになる⁵⁾。中等教育における国語教育の形成過程を明らかにしようとする際に、施行規則と要目が重要な指標となるのはこのためである。

そして、施行規則および要目における詳細な規定が明治初期～20年代の動向の収斂であることを考えれば、これらの法令が成立するまでの過程についての考察をまず試みる必要があるだろう。それを可能にするためには、主に2つの方法が考えられる。ひとつは、施行規則および要目制定以前に展開された様々な議論から当時の思潮を読み取ることである。当時刊行されていた『教育時論』『大日本教育会雑誌』『國學院雑誌』などの雑誌に掲載された種々の論稿の中には、時に新

しい法令の具体案を提示するものがあった。たとえば、1894(明治27)年に『大日本教育会雑誌』に掲載された「尋常中学校国語科の要領」は、同時期に発行された国語教科書の編集の根拠のひとつとなった例がある⁹⁾。直接的に要目の原案となったのは、1898(明治31)年に文部省から刊行された『尋常中学校教科細目調査報告』であるものの、それ以外にも複数の提案が存在し、当時の国語教育界に影響を与えていたことは看過できない。そして、国語及漢文科の教科内容が明確化されるまでの過程を明らかにするためのもうひとつの方法として挙げられるのは、この時期に発行され、教科書検定を通過した教科書の教材構成の変遷を調査することである。教科用図書検定条例が制定されたのは、1886(明治19)年5月10日である。従来は、各学校から採用の申請があった教科書について各府県が文部省に伺い出たものについてのみ検査を行っていたのに対し、これ以降、旧制中学校におけるすべての教科書は、文部大臣の検定によってはじめてその使用が許可されることになった。これらの教科書の教材構成の変遷から、施行規則にも目標として示されることになった「普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能」「文学上ノ趣味」「智徳ノ啓発」などを培うために、どのような教科書教材が採択されてきたのかということ进行分析することが可能である。要目の「講読」においては、各学年で教授すべき具体的な作品名や作者名が「講読ノ材料」として挙げられているが、当時検定を通過した教科書教材は、そのような法令レベルにおける内容規定が(要目制定以前から)実体化されてきたものであるといえる。

明治20～30年代に検定を通過した教科書群のうち、特に注目されるのが、落合直文編集による教科書である。落合は、和歌改良運動などに積極的に関わった歌人として知られている一方で、中学校の国語教科書の編集にも深く携わっている。明治30年代以降に落合が編集した教科書は、改訂や再版を繰り返しながら教科書検定を通過し続けており、そこには文部省が許可する教科書編集の方針を象徴的に表現する要素が多く含まれていることが期待される¹⁰⁾。

しかし落合編集の教科書について、具体的な分析や考察を行った先行研究を見出すことはできない。施行規則および要目制定の前後に教科書検定を通過した教科書がどのような方針によって編集されていたのかについては、多くのことが明らかになっていないのが現状である。それは落合編集の教科書においても同様である。

1-2. 研究の目的と方法

そこで本稿においては、明治30年代に落合直文が編集した教科書における教材の異同を調査し、その特徴の分析と、教材採択の根拠についての考察を行う。明治30年代において、落合直文が編集した教科書は、【表1】の通りである。

【表1】の6点の教科書のうち、今回その内容を確認することができた②～⑥の5点を分析の対象とする。そして、②～⑥のすべてに共通して掲載された教材に着目する。本稿においてはその詳細を紹介することは避けるが、落合編集の教科書は改訂の度に教材の内容や配列が変更されている。特に、明治35年の要目を挟んだ④と⑤においては、題名が「中等国文読本」から「中等国語読本」に変更されたことにはじまり、全教材中約84%の教材が差し替えられている。しかし、

【表 1 落合直文編集教科書リスト】（発行・検定通過年月日の年号は明治）

	題名	冊	発行年月日	版	検定通過年月日	発行元
①	中等国文読本	4	30年2月25日	訂正版	30年3月4日	明治書院
②	中等国文読本	10	31年11月18日	訂正5版	31年11月24日	明治書院
③	中等国文読本	10	32年1月30日	訂正6版	32年3月9日	明治書院
④	中等国文読本	10	33年11月15日	25版	34年6月17日	明治書院
⑤	中等国語読本	10	35年2月7日	訂正再版	35年2月14日	明治書院
⑥	訂正中等国語読本	11	36年11月27日	訂正26版	36年11月28日	明治書院

そのような大きな変化の中で、あえて継続的に掲載された教材群（つまり、変化しなかった部分）に着目するのは、それによって落合直文の基底的な国語教育観を読み取ることができると考えるためである。施行規則や要目、およびそれらの原案を受けて変化した部分を持つ意味についての考察は、法令という時代の流れに左右されない落合の不変的な国語教育観を明らかにすることを経てはじめて可能になるのである。

次節以降においては、まず落合の経歴や学問的背景を明らかにし、落合直文の国語教育観についての考察を行う。それを踏まえて、【表1】②～⑥において共通して掲載された教科書教材の特徴を分析する。さらに『検定済教科用図書表 第1巻』に掲載された40種の検定済教科書（明治20年6月25日～明治36年2月1日検定通過分）の教材構成と落合本のそれとを比較することにより、落合編集教科書の特徴についての考察を行いたい。施行規則および要目における規定を分析するための基礎を確立することが、本研究の目的である。

2. 落合直文の国語教育観

2-1. 落合直文の経歴及び背景

落合直文は1861(文久元)年、現在の宮城県で生まれ、1874(明治7)年に、落合直亮の養子となった。落合直亮は、勤王家として尊王攘夷運動に参加した人物であり、神道や国学関係の著書を多く残している⁶⁾。1877(明治10)年には、直亮の伊勢神宮転任に伴い、神宮教院に入学した。ここで、国学者・堀秀成から国語国文の基礎を学ぶことになる。そして1881(明治14)年に上京し、翌1882(明治15)年に東京大学文学部附属古典講習科に入学する。古典講習科とは、記紀万葉、律令をはじめとする古典を総合的に学ぶ「古今未曾有なる、一種の国学科」⁶⁾として発足した機関である。主に「事実」(国史)、「制度」(法制史)、「言詞」(国語国文)の講究を目的とし、「将来、諸官省で役立たせるべき実用的な学問」⁷⁾として構想された国学の教授が目指された高等教育機関である。この古典講習科時代の落合に対する周囲の評価について、関根正直は、その教養ゆえに「落合君は非常に尊ばれて、或る意味においては学びの兄とし、又先生位に思はれて居たのであります」と懐古している⁸⁾。関根以外にも、池辺(小中村)義象、萩野由之など、明治20～30年代の国語教育を牽引した人物たちが名を連ねる古典講習科第一期生の間でも、落合が一目置かれる存在であった様子がうかがえる一節である。

古典講習科を1884(明治17)年に中途退学し、三年間の兵役に服した後は、補充中学校⁹⁾、第一高等中学、国語伝習所などにおいて国文学の教師として教壇に立つ傍ら、言語取調所の創設、明治会(機関誌「明治会叢誌」)の経営協力、『日本文学全書』や『中等教育日本文典』の刊行などの活動も活発に行っている。1890(明治23)年には晩年(1903(明治36)年)まで在職することになる國學院の講師に着任し、さらに、古典文学教育の普及を願う久米幹文の創立した大八洲学校の講師となる。大八洲学校においては「普通文典」および「古今集」の講義を担当したことが明らかになっている。一方で落合は、和歌革新の先導者としても知られている。1893(明治26)年に結成した浅香社において与謝野鉄幹をはじめとする新人を育成や、『萩之家遺稿』『萩之家歌集』『落合直文集』などの歌集の刊行を通して、和歌改良運動に大きな影響を及ぼしたと評価されている。

2-2. 国語教育に対する落合の言及

このような経歴の中で落合は、日本の「文学」の普及に関して、多くの論稿を残している¹⁰⁾。たとえば1899(明治22)年の論稿において落合は、次のように日本の文学の価値を訴えている¹¹⁾。

そもそも、文学といふ者は、国の盛衰をあらはすものなり。国の新旧を示すものなり。今我國の最古文を以てものせむか、我國の文学の古くより開けしも知らるべく、我国人の古くより優美なりしも知らるべし。またこれを読まんに、忠君の情もおこりなむ。また愛国の念もいできなむ。

そして、祝詞や宣命を「絶妙」、物語や日記を「優美」と形容し、漢文、洋文に対する国文の価値を主張する。以下は、国学を背景に自身の経歴を蓄積してきた落合の文学観が端的に表現されている箇所といえよう。

我国の文章は、漢文に比して、決して劣らざるなり。また洋文に比して、大に優るあるなり、かゝる文学国に生れ、かかる優美なる国にありながら、その国の文章をすてゝ、ひたぶるに外国文のみものせむとする、人々のこゝろのほどよ。おもへば実に奇恠千万なりや

しかし落合は、日本の「文学」(特に古代の文献)の優秀性を訴え続ける一方で、国語教育に関する論稿においては、日常的に使用する文体の統一の必要性に関する主張が目立つ。『落合直文著作集』所収の種々の論稿の中で、直接的に国語教育に言及している箇所は多くはないものの、それらはいずれも当時の社会において、複数の文体が混在して使用されている状況についての言及である。

たとえば1889(明治22)年の論稿「文章の誤謬」においては、当時主に使用されていた漢文体、洋文体、小説体、言文一致体などの文体を「不完全」あるいは「野鄙陋劣」と批判し、統一された文体の教育を国語教育に求めている¹²⁾。

文章を一定せねばならぬ事は明白なる事にて、極端論者の他は皆同意ならんと思ひ居ります。さてその文章は、いづこにて稽古すべき者かといへば、小学校とか、中学校とか云ふ学校がその場所であります。然るに、今日学校の国語科といふものが、果して充分なるものなるか否やは、一の問題であります。(下線筆者)

学校教育における国語教育の役割を、「文体の統一」というところに置く考え方は、落合の論稿において繰り返し表明されている。1895(明治28)年の「浜松風」は、病床の井上毅を見舞うため、小中村義象、増田于信とともに逗子の井上邸を訪問した際に交わされた議論を回顧したものである。この中で小中村と落合が教科書のあり方について言及している箇所がある¹⁹⁾。ここで小中村は教科書教材に「古文のよきものを用ゐる」ことを提案している。国語教育において古文を学ぶことは「恰も美術家が古粉本、古彫刻等のよきものを研究して、考案の材料となすに等しき」ことであり、作品を通して日本の伝統文化や文学の沿革、古代の人間の感性などを学ぶことができるという²⁰⁾。

たとへば源氏物語、枕草子の類に、宮女の服装などを、こまごまと書けるが如き、また太平記、盛衰記などに甲冑弓矢の類を、うるはしく書けるが如き。これ等を今日の武具衣服等を写すに応用しなば、極めてよきことならむ。また古文を読みては、文学の沿革、思想の変遷を知る利益あり。たとへば、月に対して奈良朝以前の人の感情はいかに、平安朝以後の考へはいかに、鎌倉武士はいかに、足利徳川時代の人はいかに、或はこれを快樂の種とし、或はこれを悲哀の鏡とながめたるが如き、おのづからその間に大なる差を見出すならむ。また露の如き平安時代の人、これに対して幾多の形容詞を用ゐたりしか、などいふ事、また頗る研究すべき価値あるなり。故におのれは、成るべく古文のよきものは、生徒に読ましむるを利益と思へり。(下線筆者)

このような教科書観に対して落合は、次のように自身の考えを述べている。

教科書の完全なるものを要するは、もとよりなれど、おのれはそれよりもなほ文章をよくする国文学の教師を望むなり。国文科の教師にして文章に拙ならむは、教科書の粗悪なるよりも害あり。(下線筆者)

落合の国語教育観が、小中村のそれと対置されることにより、明瞭に表現されている箇所である。小中村が、教材化された作品を通して文化や感性などを学ばせることを志向する、いわば内容重視の国語教育観を抱いているのに対して、落合は、日常的に使用する言語文章の教授・学習を国語教育の中心とするという、いわば形式重視の国語教育を志向していることがわかる。落合が学校の教師に求めるものは、新しい「国文の軌範」を教授できる「文章家」としての役割なのである。

おのれは信ず、国文の軌範となるべきものは、今後に於てもとめざるべからず。過去のものには、のぞむべくもあらず、と。そは国文の歴史上、充分その發達の運にあふこと能はざりしなればなり。かゝる国文の有様なれば、何にもかも教師その人へのみ依頼せざるべからず、ゆえに教師にして万人、あるは千人にすぐれたる文章家ならんには、その技倆を以て、生徒を能くその道に導くことを得べきならむ。(下線筆者)

3. 落合直文編集教科書の特徴

3-1. 落合教科書の編集方針と継続的に採用された教材

前節で考察した落合の国語教育観が、教科書のレベルでどのように実体化されているのかを検証するのが本節の課題である。

本稿で分析の対象とする落合編集教科書②～⑥のうち、③と④にはその巻頭に「諸言」として編集方針が掲載されている。なお、③と④の「緒言」の内容は同一である。この諸言において注目されるのは、教材採択の要件に関する記述である。

第一学年は、明治時代の文章、第二学年、及び、第三学年は、おほかた、徳川時代の文章、第四学年以上は、中古の文章にして、いづれも、流麗清雅、生徒の作文の規範となるべきものを撰びたり。(下線筆者)

1898(明治31)年に文部省から刊行され、施行規則および要目の原案となった『尋常中学校教科細目調査報告』において示された国語及漢文科の「講読」の要旨は以下の3点であった。

1. 読書力ヲ養ヒ併セテ口演及作文ノ模範ヲ示スコト
2. 高雅ナル文学上ノ趣味ヲ解セシメ兼ネテ徳性ヲ涵養スルコト
3. 百科ノ學術ニ関スル智識ヲ啓発スルコト

明治32、33年に刊行された落合の教科書も、この調査報告を参考に編集されているはずである。しかし、落合本には、「文学上ノ趣味」や「智識の啓発」という文言が見られず、「作文の軌範」となる教材を集めたことが示されているのみである。同時期に発行された他の編者による教科書の緒言には、調査報告の内容を受け「文学趣味を養成するは読本の主眼とすべき所」⁽⁴⁵⁾「卷を追ふに従ひて文学の趣味を多くし、且つ採れる所の文も、中古に遡れり」⁽⁴⁶⁾などという記述のある教科書が少なくない中で、落合が「作文の軌範」のみを挙げているのは、前節において確認した落合の国語教育観の反映とも考えられる。

そして、落合が②～⑥の教科書において、共通して教材として採用している教材は【表2】の通りである。なお、『神皇正統記』『徒然草』『平家物語』などの近古文や『古今和歌集』などの詩

【表2 落合教科書②～⑥に共通して掲載された教材(今文、近世文)】

	教材題目	作者	出典
1	ボアソナード氏の掃国を送る詞	井上毅	梧陰存稿
2	岩倉公逸事	井上毅	梧陰存稿
3	長篠	湯浅常山	常山紀談
4	徳川光圀	湯浅常山	常山紀談
5	文字の死活	菅茶山	筆のすさび
6	高山彦九郎	菅茶山	筆のすさび
7	論言五則	那珂通高	洋洋社談
8	殊勝なる武者振	室鳩巢	駿台雑話
9	霧島山に登る記	橋南谿	西遊記
10	貝原益軒	作者不詳	本朝伝記

歌も継続的に採用された教材であるが、ここでは次項における考察のために近文と近世文の教材のみを挙げる。

3-2. 落合教科書における教材の背景

前項の【表2】からわかるように、落合が継続的に採択した教材に多いのは、井上毅と近世の儒学者による文章である。井上毅は、明治期における「普通文」の唱道者のひとりとして日常的に使用される統一的な文体の確立を志向した人物である。そして、近世の儒学者による文章は、その「普通文」の基礎のひとつをなしたものである¹⁷⁾。

井上毅は、1893(明治26)年3月から1894(明治27)年8月まで文部大臣を務めた人物である。在任中に国語教育を重要視し、1894(明治27)年の「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正の際に国語及漢文科の時間数を大幅に増加させたことで知られている。その際井上が重視したのは、古代の文章ではなく、同時代の言語表現の教育だった。中村哲也(1998)¹⁸⁾によれば、井上の国語教育論の構造的特徴とは、伝統的な「国漢文」を主体とした「古典」を「国語」(同時代の言語表現)に対して補助的で二次的な関係に据えている点であるという。「古典教育」そのものを否定するわけではないが、国民的規模の「普通教育」(つまり中学校以下)の領域からそれを「排除」し、改めて「専門教育」(つまり高等教育以上)の領域で扱うことにするというのが井上の論である。『大日本教育会雑誌』131号(1893(明治26)年8月25日)に掲載された「国語講習会に於ける演説」に井上の国語教育観は集約されているとあっていいだろう。ここで井上は、「国文国語ノ発達ヲ図ルタメニハ復古ト謂ハンヨリモ寧口進歩ト謂フ考ヲ持チタイ」と述べ、「今世普通ノ言語文章」を国語教育の中心とすることを訴えている。

古文古語ハ固ヨリ尊重スヘキモノデアル、但シ専門トシテ尊重スベキモノデアル、又或ル場合ニ限ツテ一種ノ美術トシテ尊重スヘキモノデアル、之ヲ一般ノ国民教育ニ用フベキモノデナイ。故ニ今日御互ニ国文教育ノ任ニ当ル所ノ者ハ、自己ノ博雜ノ学識ノ光ヲ韜シテ、成ルベク国民一般ノタメニ適用サルル所ノ平易近切ニ、又漢字ヲ自在ニ使用スル所ノ便利ナル国文ヲ用フルノ方法ヲ取ルト云フコトガ、是ガ今日御互ニ最モ注意ヲ要スル所ノ点デアル。(下線筆者)

このように、国語教育を同時代の言語表現の教育を中心としたものにしていくという方針を掲げた井上は、みずからも平易な普通文による文章を執筆し、その普及に取り組んでいる。そのような背景をもった文章を、落合は教材として採択し続けたのである。

3-3. 教科書編集の方針と編者出身校の学問的方向性との相関関係について

国語教育を同時代の言語表現の教育を中心としたものにしていくという井上毅の方針は、上田万年をはじめとする東京帝国大学出身者によって徹底されていくことになる。上田が文部省の専門学務局長を務めていた期間に制定された施行規則および要目においては、「講読ノ内容」から中古文・上古文を削除することにより、当時の規範的文体とされていた近古時代の和漢混淆文を中

心とした「講読」カリキュラムを確立したのである。この要目が制定される過程における議論については、八木雄一郎(2007)⁽⁹⁹⁾において考察を試みている。要目の原案となった1898(明治31)年の『尋常中学校教科細目調査報告』の国語科調査委員を上田とともに務めた小中村義象は、古典講習科などで培った近代国学の価値観を背景とした国語教育観に基づき、中古文も「講読」の内容として扱うことを主張していた。このような考え方が上田と対立することになり、当時の新聞に「恰も呉越の観あり」とまで報じられる事態となった。同記事においてこの対立は「帝大派」(上田)対「古典講習科派」(小中村)という、いわば学派間の抗争として扱われている。

しかし、落合が編集した教科書からは、このような出身教育機関の志向性が根拠となるような特徴を導き出すことはできない。たとえば、他の編集者の教科書と比較すると、落合が井上毅の文章を教材として多く採用していることがわかる。特に、【表1】の落合本②には【表2】に示されている「ボアソナード氏の帰国を送る詞」「岩倉公逸事」を含め計8教材が採用されている。これは『検定済教科用図書表 第1巻』に掲載された40種の検定済教科書のうち、最多である⁽¹⁰⁰⁾。このような特徴は、他の古典講習科出身者の教科書には見られないものである。たとえば、関根正直編『中等教科国文読本』(1899(明治32)年発行・検定)における井上毅の作品は2教材にとどまっている。井上頼因・逸見仲三郎編『増補訂正中等国文』(1899(明治32)年発行・検定)に至っては、1教材も採用されていない。一方、東京帝大出身者の和田万吉による『新撰国文講本』(1898(明治31)～1899(明治32)年刊行、1899(明治32)年検定)には7教材が採択されている。

これは近世儒学者の作品においても同様である。落合本②においては室鳩巢5教材、菅茶山2教材、那珂通高3教材、湯浅常山3教材となっているが、このような採択状況および配分を、他の古典講習科出身者の教科書に見出すことはできない。小中村義象・今泉定介『中学国文』(1887(明治29)年発行、1888(明治30)年検定)には、落合が掲載した4名の儒学者の文章が掲載されているものの、その配分は大きく異なる。

なお、このような同門出身者たちの教科書の共通性の低さは東京帝大出身者間においてもいえることである。そこに帝大出身であるがゆえの共通性を指摘することはほとんど不可能である。『検定済教科用図書表 第1巻』に掲載された40種の検定済教科書の教材構成を、落合直文が継続的に採用した教材を基軸に比較したときに指摘できるのは、各編集者の学問的背景となるはずの出身教育機関の志向性は、教科書レベルにおいては抽出できないということである⁽¹⁰¹⁾。

4. まとめ

4-1. 結論

国語教育に関する落合直文の論稿を概括すると、彼の経歴が示唆するような「古典」の先導者とは異なった姿が浮かび上がってくる。落合は、日本の「古典」を尊重し、その普及に邁進しながらも、その志向や活動をそのまま国語教育に持ち込むことはしなかったと考えられる。古典講習科の同期生である小中村義象、萩野由之との共編であり、明治20年代前半の「古典勃興」⁽¹⁰²⁾に

において大きな役割を担ったとされる『日本文学全書』に対する批評について、落合は次のように明言している⁽²³⁾。

予さきに学友小中村菽野二氏と日本の文学に關したる書類〔日本文学全書〕を出版したり、時に有名なる学者ありて、書を寄せていたく駁論せられたり、その趣旨は二なり。一はかゝる書は嬌事をすゝむるものなれば世に出すべからず。一はかゝる古文を今日の文章となさんとするはよろしからず、といふこと也。はしめの論はこゝにはやうなし、第二の論は大に關係あり。そは予輩の意をあやまりたればなり。予輩はかの古文をそのまゝ今日に用ゐんとするにあらず、たゞ文学といふものは一朝一夕に發達するものにあらず、数多の時間と数多の人とを待ちて漸々に發達するものなり。又その時代々々の長所と特色とありて、おのつから後の文学者の模範となるべきものあり。さては文学者としては古文学を講せざるべからず、こは支那をはじめ歐洲各国いつれも皆しかりとしられたり、予輩のかの書を出したるは、我古文学を知らしめんのみ、他に決して意あるにあらざるなり。(下線筆者)

落合は、古代の文献の普及・研究という事業と「今日」の文章の確立という事業とを明確に区別した人物だった。前掲の井上邸における小中村との議論からも明らかなように、落合が国語教育にまず求めたのは、日常的に使用する平易な統一的文体の確立と、その教育だった。

そして、このような方針に基づく教科書編集は、『尋常中学校教科細目調査報告』の際に取り沙汰されたような「東京帝国大学対古典講習科」という学派間の対立とは離れたところにあったものと思われる。

4-2. 今後の課題

本稿においては、落合の国語教育に関する論稿と教科書に一貫して採用し続けた教材を根拠に、落合の基底的な国語教育観に関する考察を試みた。今後の課題として注目したいのは、落合が教科書の改訂によって差し替えた教材群である。特に、本論部でも言及したように、落合本④から⑤にかけては、施行規則および要目の制定に伴い、全体の8割以上の教材が変更されているのである。この新しい法令を落合がどのように捉え、実体化させたのかを明らかにしていきたい。この際キーワードになると思われるのは、施行規則において示された国語及漢文科の目標に記述されている「文学上ノ趣味」という文言である。落合本の「緒言」には明示されていない文言ではあるが、施行規則および要目に基づく検定を通過した教科書である以上、「文学上ノ趣味」に関する要素も落合本には含まれていると考えられる。その内実を具体的な教材を通して分析していくことが今後の作業となるだろう。

注

(1) かりうじて、1886(明治19)年の尋常中学校ノ学科及其程度において、「学科ノ程度」が「漢字交り文及漢文ノ講読書取作文 楷行草三体ノ書写及細字ノ速写」と端的に示された程度である。

- (2) 旧制中学校の国語教育の目標および内容規定は、1911(明治44)年の中学校令施行規則中改正および中学校教授要目改正、1931(昭和6)年の中学校令施行規則中改正および中学校教授要目改正、1936(昭和12)年の中学校教授要目中改正、1938(昭和14)年の中学校教授要目中改正、1943(昭和18)年の中学校規程および中学校教科教授及修練指導要目という過程を経て改定されていくことになる。
- (3) 1896(明治29)年12月25日に発行された新保磐次編『中学国文読本』(訂正再版)の例言には、この教科書が「大日本教育会国語研究組合の意見に基づき」、編纂されたことが明示されている。なお、この教科書は、1897(明治30)年1月14日付で教科書検定を通過している。
- (4) 浮田真弓(1998)はここに着目し、落合編集の教科書を考察対象とすることで、明治30年代の国語教育の動向が見えてくると述べている(「明治期中学校の文学教育(1)―落合直文編集教科書に関する一考察―」『桜花学園大学研究紀要』第1号)
- (5) 安藤良平(1982)「国事執掌者の映像(二)」(『跡見学園女子大学紀要』第18号, p.18)を参照。
- (6) 小中村清矩の演説による。引用は藤田大誠(2004)より。(「明治国学と高等教育機関に関する基礎的考察―東京大学文学部附属古典講習科の設置過程―」『神道史研究』第52巻第1号, 2004年6月)
- (7) 齊藤智朗(2003)「明治二十年代初頭における国学の諸相―池辺義象の著作を中心に―」『國學院雑誌』第104巻第11号, pp.282-283
- (8) 昭和女子大学近代文学研究室(1957)(昭和女子大学光葉会, p.123)
- (9) 現在の東京都立戸山高等学校。
- (10) 落合直文「日本文学の必要」(落合秀男編『落合直文著作集I』所収, p.310)
- (11) 同上「立皇太子式の賀表を読む」『落合直文著作集I』所収, p.335(初出は『日本文学』第16号, 1898(明治22)年11月25日)
- (12) 同上「文章の誤謬」『皇典講究所講演』11, (『落合直文著作集』pp.315-316。初出は1889(明治22)年7月15日。その後『明治文学全集』に収録)
- (13) 同上「浜松風」『落合直文著作集I』(初出は『国文』第28号, 1895(明治28)年2月28日)
- (14) 同上, pp.408-409
- (15) 新保寅次・内海弘蔵・横地清次郎編『国文読本』1901(明治34)年9月16日訂正再版発行, 同年10月2日検定通過
- (16) 大町芳衛・上田敏編『新体中学国文教程』1900(明治33)年8月4日訂正版発行, 同年8月16日 検定通過
- (17) 黒住真(1999)は、明治期は「儒学・漢学がもっとも日本社会に受肉した時代」だったことを指摘している。欧米文化の知識・制度あるいは思想内容の受け皿として漢語は必要不可欠であり、さらに『教育勅語』に象徴されるように、国家的な思想形成のために儒教的東洋的道德観が必要とされたのである。(「漢学―その書記・生成・権威」(シラネ, 鈴木編『創造

された古典』岩波書店))

- (18) 中村哲也 (1998) 「国民教育の成立と言語ナショナリズム—井上毅と上田万年—」『大人と子供の関係史』第3号
- (19) 八木雄一郎 (2007) 「『国語』と『古文』の境界線をめぐる対立—『尋常中学校教科細目調査報告』(1898(明治31)年)における上田万年と小中村義象—」『国語科教育』第61集
- (20) なお、井上毅の文章のうち、「ボアソナード氏の帰国を送る詞」は落合本②においてはじめて教材化されたものであり、落合が教材化した後、他編集者による教科書においても採用されるようになる。
- (21) 東京大学文学部附属古典講習科が発足したのは1882(明治15)年である。一方、東京大学(帝国大学)が名称を「東京帝国大学」に変更したのは1897(明治30)年である。いずれも今日の東京大学の前身の機関であるが、上田と小中村の対立に見られるように、両者は異なる学問的方向性を持っていたものと思われるため、本稿においても区別して扱っている。
- (22) 前掲齊藤, p. 289
- (23) 落合直文「将来の国文」『落合直文著作集 1』p. 363 (初出は『国民の友』第100, 101, 104号, 1890(明治23)年11月13日~12月23日。その後『明治文学全集』に所収)